

津守下水処理場消化ガス有効利用事業

募 集 要 項

令和 8 年 10 月

大阪市建設局

津守下水処理場消化ガス有効利用事業 募集要項

<目 次>

第1章	本書の位置づけ	1
第2章	事業内容に関する事項	2
2-1	事業名称	2
2-2	事業対象箇所	2
2-3	事業目的	2
2-4	事業概要	2
2-5	事業範囲	3
第3章	応募に関する条件等	4
3-1	応募者の構成等	4
3-2	応募資格要件	4
第4章	応募の手続き等	6
4-1	事業者の募集・選定スケジュール	6
4-2	応募手続き等	6
4-2-1	現地確認・資料提供・分析試料提供	6
4-2-2	募集要項等に対する質問（参加資格確認関連）及び回答	7
4-2-3	募集要項等に対する質問（参加資格確認以外）及び回答	7
4-2-4	参加資格確認申請書の提出	8
4-2-5	参加資格審査結果通知書の送付	9
4-2-6	事業提案書の提出	9
4-2-7	事業提案書作成要領	11
4-3	応募にあたっての留意事項	11
4-3-1	募集要項等の承諾	11
4-3-2	応募に係る費用	11
4-3-3	公正な応募の確保	11
4-3-4	構成員の変更等	11
4-3-5	参加の辞退	11
4-3-6	事業提案書に関する確認	12
4-3-7	事業者を選定しない場合	12
4-3-8	提出書類の取扱い	12
4-3-9	市の提供する資料の取扱い	12
4-3-10	使用言語、単位及び時刻	12
4-3-11	応募の無効	12
4-3-12	応募の中止	13
第5章	優先交渉権者の選定方法等	14
5-1	優先交渉権者の選定方法	14
5-2	検討会議の設置	14
5-3	優先交渉権者の選定	14

5-4	審査内容	14
5-5	審査結果の通知及び公表	14
5-6	優先交渉権者とならなかった場合等の理由の説明	14
第6章	優先交渉権者選定後の手続き	15
6-1	基本協定の締結	15
6-2	次点交渉権者との協議	15
6-3	SPC の設立	15
6-4	事業契約の締結	15
6-4-1	事業契約書の作成	15
6-4-2	事業契約内容	15
6-4-3	事業契約に係る契約書作成費用	15
6-4-4	契約保証金	15
6-4-5	手続き費用	15
第7章	事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	16
第8章	事業の継続が困難となった場合の措置	16
第9章	その他	16
9-1	本事業の担当部局	16

【用語の定義】

- ・「維持管理・運営」とは、事業者の責任において、本施設の運転管理、保全管理及び改築更新を適切に実施し、施設を健全に保ち、本事業を営むこと並びに消化ガス売買を行うことをいう。
- ・「SPC」とは本事業の実施を目的として設立される特別目的会社（Special Purpose Company）をいう。
- ・「応募者」とは、本事業に応募する単独企業又は応募グループをいう。
- ・「応募グループ」とは、複数の企業からなるグループをいう。
- ・「確認」とは、事実の存否を認定することをいう。事業者の行う行為を市が確認する場合、当該確認の対象事実の全部又は一部について、市は何ら責任を負うものではなく、また、事業者は何ら責任を減じられず、かつ免ぜられるものではない。
- ・「環境価値」とは、温室効果ガス排出量を削減した取り組みにより得られる価値をいう。
- ・「基本協定」とは、事業契約の締結に向けた双方の協力等について定めることを目的として、市と優先交渉権者が締結する協定のことをいう。
- ・「検討会議」とは、市が設置する「津守下水処理場消化ガス有効利用事業検討会議」をいう。
- ・「構成員」とは、応募グループを構成する企業をいう。
- ・「JV」とは、複数の企業からなる共同企業体（Joint Venture）をいい、本事業を実施することを目的とするものをいう。
- ・「事業契約」とは、本事業の実施にあたり、市と事業者が締結する契約をいう。
- ・「事業提案書」とは、本事業に関する提案が記載された書面の全てをいう。
- ・「事業用地」とは、本事業を行うための用地として要求水準書に基づき指定された敷地をいう。
- ・「承諾」とは、事業者が書面で申し出た必要な事項について、市が書面により同意することをいう。なお、承諾は事業者の責任により作成した書面の内容を、あくまで市の観点から承諾するものであり、承諾によって市は何ら責任を負うものではなく、また、事業者は何ら責任を減じられ

ず、かつ免ぜられるものではない。

- ・「設計・建設」とは、事業者の責任において、本施設の設計・建設業務を行うことをいう。
- ・「代表企業」とは、構成員の中から、応募者を代表して応募手続等を行い、当該応募者が本事業を受注した場合、引き続き代表者として市との連絡窓口となる者をいう。
- ・「不可抗力」とは、暴風、豪雨、落雷、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動、戦争、疫病、その他の自然的又は人為的な事象のうち通常予見不可能なものであって、市及び事業者の責に帰すことができない事由をいう。ただし、法令の変更は「不可抗力」に含まれないものとする。
- ・「法令」とは、法律、政令、省令、条例及び規則並びにこれらに基づく命令をいう。
- ・「法令の変更」とは、法令が制定又は改廃されることをいう。
- ・「募集要項等」とは、募集要項、要求水準書、優先交渉権者選定基準及び様式集、その他市が公表した書類並びに左記に関する質問回答書をいう。
- ・「本事業」とは、本処理場にて消化ガス有効利用施設の設計・建設及び維持管理・運営を実施する「津守下水処理場消化ガス有効利用事業」をいう。
- ・「本施設」とは、本事業の消化ガス有効利用施設をいう。
- ・「本処理場」とは、津守下水処理場をいう。
- ・「優先交渉権者」とは、検討会議による審査の結果、市より優先交渉権を与えられた者をいう。

第1章 本書の位置づけ

募集要項は、「津守下水処理場消化ガス有効利用事業」（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、応募者を対象に公表するものである。

事業者の選定において、公募型企画競争方式（プロポーザル方式）を適用する。

なお、下記の文書は、本募集要項と一体のものである。（本書を含めて、以下「募集要項等」という。）したがって、提出書類の作成にあたっては募集要項等を精読の上、遺漏のないように努めること。

- ・ 要求水準書
- ・ 優先交渉権者選定基準
- ・ 基本協定書（案）
- ・ 事業契約書（案）
- ・ 様式集

第2章 事業内容に関する事項

2-1 事業名称

津守下水処理場消化ガス有効利用事業

2-2 事業対象箇所

対象の下水処理場は、次の処理場とする。

- ・津守下水処理場（大阪府大阪市西成区津守2丁目7番13号）

2-3 事業目的

本事業は、大阪市（以下「市」という。）がバイオマス資源である消化ガスを供給し、事業者がこれをエネルギーとして有効利用することで、再生可能エネルギーの有効活用を図り、温室効果ガスの削減による地球温暖化防止に貢献することを目的とする。

2-4 事業概要

本事業は、津守下水処理場で発生する消化ガスを市から事業者売却し、事業者は処理場内に整備した消化ガス有効利用施設を用いて有効利用し、再生可能エネルギーの売却等により収入又は支出抑制効果を得て、これにより消化ガス有効利用施設*の設計・建設、維持管理・運営、撤去、環境価値の譲渡までの経費を全て賄うものである。（※消化槽の加温に必要な熱量の供給を含む）

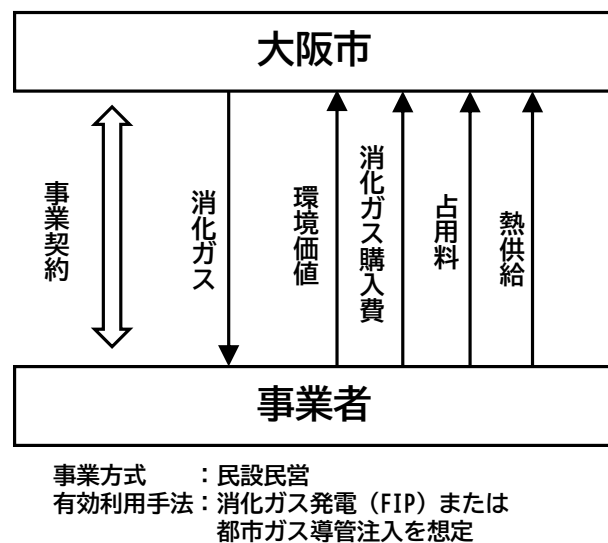


図 2-1 事業スキーム図

2-5 事業範囲

事業者の事業範囲は、次のとおりとする。

(1) 消化ガス有効利用事業の開始手続き

事業者が再生可能エネルギーの生成及び売却を行うために必要となる事業認定、契約、法規制上の事務手続等、事業実施に必要な一切の開始手続きを行い、事業開始までに完了する。手続きに係る費用は、全て事業者の負担とする。

(2) 消化ガス有効利用施設等の設計、建設及び維持管理・運営

事業者は、自らの責任と費用負担において、募集要項等を満たす消化ガス有効利用施設の設計、建設を行い、当該施設の維持管理・運営を行う。

(3) 消化ガスの買取り及び下水処理場への熱供給

事業者は、維持管理・運営期間を通じて提案買取り単価にて市より消化ガスを買取るとともに、消化槽の加温に必要な熱量を無償で供給する。

(4) 消化ガス有効利用事業終了後の消化ガス有効利用施設等の撤去

事業者は、消化ガス有効利用事業終了後、自らの責任と費用負担において、消化ガス有効利用施設の撤去を行う。

(5) 環境価値の譲渡

事業者は、要求水準書で指定する環境価値を、市に譲渡する。

(6) 事業期間

事業者は、基本協定の締結後、事業実施に必要な一切の開始手続きを完了し、消化ガス有効利用事業契約（以下「事業契約」という。）を締結する。事業者は令和 12 年 4 月 1 日に消化ガス有効利用事業の運営を開始し、維持管理・運営期間は 20 年間とする。

ただし、事業者が設計・建設を上記期間内までに完了させ、かつ消化ガス有効利用施設の通常運転が可能となった段階で、市の承諾を得て、維持管理・運営開始日を早めることができる。

この場合、その維持管理・運営開始日から 20 年間を維持管理・運営期間とする。また、消化ガス有効利用事業終了後、6 ヶ月以内に本下水処理場から消化ガス有効利用施設の撤去を行うものとする。

(7) 事業者の収入

事業者は、自らの提案によって整備した消化ガス有効利用施設を用いて有効利用を行い、再生可能エネルギーの売却代金を収入とする。

(8) 市の収入

市は事業者への消化ガスの売却代金及び事業者からの占用料をもって収入とする。

(9) 消化ガス買取り単価

消化ガス買取り単価は、11 円/Nm³(消費税等を含まない。小数点第 2 位まで表示すること。)を下限※とし、事業者からの提案額とする。(※環境価値の譲渡に係る事業者の費用を考慮し下限値を設定している)

(10) 関連法令等の遵守

事業者は、本事業を実施するにあたり、設計、建設及び維持管理・運営の提案内容にあわせて要求水準書に示す関連法令、市の条例及び要綱等を遵守すること。

第3章 応募に関する条件等

3-1 応募者の構成等

本事業に応募する事業者（以下「応募者」という。）の構成等は、次のとおりとする。

- (1) 応募者は、単独企業又は複数の企業で構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とする。
- (2) 応募グループの構成員は、他の応募者と重複参加できないものとする。
- (3) 本事業の主たる業務※は、単独企業又は応募グループの構成員以外の第三者に委任又は請け負わせてはならない。

※本事業の主たる業務とは、消化ガス有効利用施設の設計、建設、維持管理・運営（生成物の売却を含む）において、総合的に企画、指導及び調整を行うことをいう。

- (4) 応募グループが優先交渉権者となった場合、JVによる事業実施又はSPCによる事業実施は任意とする。また、単独企業によるSPCの設立及び事業実施も可能とする。
- (5) SPCを設立する場合、代表企業は議決権比率かつ持ち株比率で最大の出資比率となるものとし、また、全ての構成員がSPCへ出資するものとする。
- (6) SPCを設立する場合、本事業の業務を実施する企業以外の出資は認めない。

3-2 応募資格要件

- (1) 応募者（応募グループの場合、構成員の全て）は、応募する日（参加資格確認申請書を提出する日）において、次の要件を全て満たすものとする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- ② 次の申立てがなされていない者であること。

ア 破産法第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て

イ 会社更生法第17条に基づく更生手続開始の申立て

ウ 民事再生法第21条の規定による再生手続の申立て

- ③ 応募する日において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていない者であること。

- ④ 直前2年間の法人税、消費税及び地方消費税並びに法人市民税等の滞納がない者であること。

- ⑤ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しない者であること。

- ⑥ 津守下水処理場消化ガス有効利用事業検討会議の委員が属する組織、企業、又はその組織、企業と資本面もしくは人事面において関連がない者であること。

- ⑦ 市が本事業の契約支援業務を委託している者及び当該契約支援業務において提携関係にある者、又はこれらの者と資本面もしくは人事面において関連がない者であること。

なお、本事業に係る市のアドバイザー業務に関与した者は次のとおりである。

・株式会社N J S

・西村あさひ法律事務所・外国法共同事業

- (2) 応募者（応募グループの場合、構成員のいずれか）は、次の要件を全て満たすものとする。
- ① 応募する日において、本市入札参加有資格者名簿（工事）に登録されており、かつ登録種目「200：機械器具設置工事」又は「260：水道施設工事」に登録されていること。ただし、応募する日においてこの要件を満たさない場合は、事業提案書の提出日までに登録可能であることを証明する書類を提出すること。
 - ② 建設業法に基づく「機械器具設置工事業」又は「水道施設工事業」の特定建設業許可を有すること。
 - ③ 応募する日において、建設業法第 28 条第 3 項又は同条第 5 項の規定による営業停止処分（大阪市において当該案件に応じた建設工事業の営業ができないものに限る。）を受けていないこと。
 - ④ 応募する日において、建設業法第 27 条の 23 の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）の審査基準日が 1 年 7 ヶ月以上経過していないこと。
 - ⑤ 経営事項審査の最新のものにおいて、当該案件に応じた建設工事の種類の完成工事高の年平均が「0」でないこと。
 - ⑥ 以下のいずれかの要件を満たすこと。
 - ア 平成 22 年度以降の日本国内での下水汚泥を含むバイオマス由来のメタン発酵ガスを精製利用した発電設備工事において、単一工事で発電能力の合計規模が 1,000kW 以上の消化ガス発電設備を元請（共同企業体の場合は代表者に限る）として、自社にて設計・施工（施工中は除く）の実績を有していること。ただし、補修工事は施工実績から除く。
 - イ 平成 22 年度以降の日本国内での下水汚泥を含むバイオマス由来のメタン発酵ガスを精製利用した FIT 制度又は FIP 制度による発電事業（単一事業で発電能力の合計規模が 1,000kW 以上）の実績を有していること。ただし、事業実施主体からの下請けは実績から除く。
 - ウ 平成 22 年度以降の日本国内でのバイオマス由来のメタン発酵ガスを精製利用した自動車燃料利用又はガス導管直接注入のためのガス精製設備に係る事業（実証事業も可とする）の実績を有していること。

第4章 応募の手続き等

4-1 事業者の募集・選定スケジュール

事業者の募集開始から事業契約締結までは、次のスケジュールにより行う予定である。

表 4-1 事業契約締結までのスケジュール（予定）

	内容	日程
1	公告（募集要項等の公表）	令和 8 年 10 月 1 日（木）
2	現地確認・資料提供・分析試料提供申込書の締切	令和 8 年 10 月 6 日（火）
3	募集要項等（参加資格確認関連）に関する質問の締切	令和 8 年 10 月 8 日（木）
4	現地確認・資料提供	令和 8 年 10 月 13 日（火） ～令和 8 年 10 月 15 日（木）
5	分析試料提供	令和 8 年 10 月 13 日（火） ～事業提案書の提出日まで
6	募集要項等（参加資格確認以外）に関する質問の締切	令和 8 年 10 月 15 日（木）
7	募集要項等（参加資格確認関連）に関する質問への回答公表	令和 8 年 10 月 20 日（火）
8	参加資格確認申請書の提出期限	令和 8 年 10 月 27 日（火）
9	参加資格審査結果の通知	令和 8 年 11 月 10 日（火）
10	事業提案書の受付開始	令和 8 年 11 月 11 日（水）
11	募集要項等（参加資格確認以外）に関する質問への回答公表	令和 8 年 11 月 12 日（木）
12	事業提案書の提出期限（価格以外）	令和 9 年 4 月 5 日（月）
13	事業提案書の提出期限（全体）	令和 9 年 5 月 6 日（木）
14	プレゼンテーション	令和 9 年 5 月 18 日（火）
15	優先交渉権者の選定及び公表	令和 9 年 5 月下旬
16	優先交渉権者とならなかった場合等の理由の説明請求期限	公表日の翌日から 7 日（休日含む）以内
17	優先交渉権者とならなかった場合等の理由の説明回答期限	公表日の翌日から 10 日（同上）以内
18	基本協定の締結	令和 9 年 6 月中旬

4-2 応募手続き等

4-2-1 現地確認・資料提供・分析試料提供

募集要項等公表後の現地確認及び募集要項等に関する資料提供並びに分析試料（消化ガス）の提供を以下のとおり実施する。

- (1) 受付期間は、令和 8 年 10 月 1 日（木）から令和 8 年 10 月 6 日（火）までの本市の休日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時までとする。
- (2) 申込に際しては、様式 1-6 から様式 1-8（Microsoft Office Excel）を使用し、電子メールの添付による送信を行うこと。電子メールの送付先は tsumoriyuukouriyous@city.osaka.lg.jp（大阪市建設局下水道部調整課）、電子メールの件名は「【（現地確認・資料提供・分析試料提供※）申込】津守下水処理場消化ガス有効利用事業（企業名）」とする。
※現地確認・資料提供・分析試料提供のうち、申込みする項目のみ記載する。
- (3) 現地確認及び分析試料の提供については、市において日程調整を行い、メールで応募者に連絡するため、受信後、必ず確認メールを市へ返信すること。

- (4) 市は現地確認及び資料提供並びに分析試料の提供時の応募者からの質問には回答しない。
- (5) 市は資料提供希望者に対して、令和8年10月13日(火)までにデータファイルの取得方法等を電子メールにて通知する。提供希望者は、市が指定する方法によりデータを収受する。
- (6) 市は次の資料を電子データ（PDF データ形式）にて提供する予定である。
 - ・過年度の維持管理データ（消化ガス発生量、消化ガスメタン濃度、取引熱量、消化槽内温度等）
 - ・温水器に関する資料
 - ・ガスホルダに関する資料
 - ・その他関連資料

4-2-2 募集要項等に対する質問（参加資格確認関連）及び回答

- (1) 受付期間は、令和8年10月1日（木）から令和8年10月8日（木）までの本市の休日を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。
- (2) 申込に際しては、様式1-1（Microsoft Office Excel）を使用し、電子メールの添付による送信を行うこと。電子メールの送付先は tsumoriyuukouriy@city.osaka.lg.jp（大阪市建設局下水道部調整課）、電子メールの件名は「【質問・参加資格】津守下水処理場消化ガス有効利用事業（企業名）」とする。
- (3) 市が質問を受信した際は、質問を行った各応募者に対して、電子メールにより受信確認通知を行う。市からの受信確認通知がない場合は、連絡先へ電話により確認をすること。
- (4) 提出された質問のうち、市において確認が必要と判断したものについて、市は質問を提出した応募者に対して直接ヒアリングを行う場合がある。
- (5) 質問及び回答は原則として公表する。応募者の提案内容やノウハウに密接に関連する質問については、内容を確認し、個別に回答する場合がある。ただし、質問が一般的な内容である場合や提案内容等に密接に関連しないと考えられた場合、応募者に内容を確認し、了承を得たうえで、質問及び回答を公表する。
- (6) 回答は、令和8年10月20日(火)（予定）に市のホームページ上で公表する。

4-2-3 募集要項等に対する質問（参加資格確認以外）及び回答

- (1) 受付期間は、令和8年10月1日（木）から令和8年10月15日（木）までの本市の休日を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。
- (2) 申込に際しては、様式1-2から様式1-5（Microsoft Office Excel）を使用し、電子メールの添付による送信を行うこと。電子メールの送付先は tsumoriyuukouriy@city.osaka.lg.jp（大阪市建設局下水道部調整課）、電子メールの件名は「【質問・参加資格以外】津守下水処理場消化ガス有効利用事業（企業名）」とする。
- (3) 市が質問を受信した際は、質問を行った各応募者に対して、電子メールにより受信確認通知を行う。市からの受信確認通知がない場合は、連絡先へ電話により確認をすること。
- (4) 提出された質問のうち、市において確認が必要と判断したものについて、市は質問を提出した応募者に対して直接ヒアリングを行う場合がある。
- (5) 質問及び回答は原則として公表する。応募者の提案内容やノウハウに密接に関連する質問については、内容を確認し、個別に回答する場合がある。ただし、質問が一般的な内容である場合や提案内容等に密接に関連しないと考えられた場合、応募者に内容を確認し、了承を得たうえで、質問及び回答を公表する。
- (6) 回答は、令和8年11月12日(木)（予定）に市のホームページ上で公表する。

4-2-4 参加資格確認申請書の提出

- (1) 応募者は、受付期間中に表 4-2 に示す参加資格確認申請書を 9-1 担当部局に持参すること。
- (2) 受付期間は、令和 8 年 10 月 1 日（木）から令和 8 年 10 月 27 日（火）までの本市の休日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時までとする。
- (3) 提出部数は、原本 1 部及び電子媒体（CD-R 又は DVD-R）1 部とする。
- (4) 提出様式は、ファイルの表紙と背表紙に商号又は名称と「津守下水処理場消化ガス有効利用事業参加資格確認申請書」と記入すること。

表 4-2 参加資格確認申請書の一覧

番号	提出書類	大阪市の 指定様式	単独 企業 の 場合	応募 グループ の場合	
				代表 企業	その 他
1	提出書類確認表	様式 2-4	要	要	
2	参加申込書	様式 2-1	要	要	
3	会社概要書	様式 2-2	要	要	要
4	施工・事業実績表	様式 2-3	要	要※	要※
5	CORINS に登録されている登録データ（竣工時工事カルテ）又は資格要件を確認できる図面や発注者の証明書等		要	要※	要※
6	印鑑証明書（会社）（写し可。提出日の 3 ヶ月以内のもの）		要	要	
7	履歴事項全部証明書（写し可。提出日の 3 ヶ月以内のもの）		要	要	要
8	計算書類 直近 5 か年分の貸借対照表、損益計算書等 （確定した計算書類で会社法に基づく会計監査人の監査報告書含む）		要	要	
9	納税証明書（写し可）				
	所轄税務署発行の納税証明書 〔未納の税額のない証明：提出日の 3 ヶ月以内のもの〕 法人税、消費税及び地方消費税【様式その 3 の 3】		要	要	要
	大阪市発行の納税証明書 〔市税を滞納していない証明：提出日の 3 ヶ月以内のもの〕 法人：法人市民税、事業所税		要	要	要
10	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書		要	要※	要※
11	建設業法第 3 条による許可（通知）の写し又は証明書 （発行日より 3 ヶ月以内のものに限る）		要	要※	要※
12	委任状（応募グループ構成員から代表企業への委任、又は代表企業から従業員等への委任）		要	要	要
13	共同企業体協定書			要	要
14	本市入札参加資格者名簿に登録可能であることを証明する書類 （応募する日において登録されていない場合のみ）		要	要	要

※施工を行う企業又は実績要件を満たす企業は必要

注 1) 提出前に必ず「提出書類確認表」によりチェックすること。

注 2) 提出書類に不備がある場合は、受付できないことがある。

4-2-5 参加資格審査結果通知書の送付

市は、令和8年10月27日（火）を参加資格確認基準日とし、本事業の参加資格の確認を行う。
なお、参加資格審査結果通知書については、令和8年11月10日（火）に市から応募者に電子メールで通知するものとし、事業提案書の提出に必要となる応募者番号も併せて通知する。

4-2-6 事業提案書の提出

- (1) 事業提案書（価格以外）の受付期間は、令和8年11月11日（水）から令和9年4月5日（月）までの本市の休日を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。
- (2) 事業提案書（全体）の受付期間は、令和8年11月11日（水）から令和9年5月6日（木）までの本市の休日を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。
- (3) 提出方法は、9-1 担当部局への持参とする。
- (4) 提出書類は表 4-3 に示すとおり。なお、提出書類は様式集を用いて作成する。
- (5) 提出部数は以下のとおりとする。

ア 事業提案書（正本）	1 部
イ 事業提案書（副本）	10 部

表 4-3 事業提案書の内容一覧表

番号	提案内容	様式	枚数 (添付書類 除く)	添付資料	価格 以外	全体
1	本事業全般に関する提案書	様式 4-3	3 枚以内		△	○
2	実施体制・役割分担表	様式 4-4	1 枚		○	○
3	事業者（代表企業）の経営状況及び収支計画に関する提案書	様式 4-5	1 枚	・直近 5 年間の貸借対照表、損益計算書及び会社法会計監査人の監査報告書 ・ 5-A, 5-B	△	○
4	設計・建設に関する提案書	様式 4-6	2 枚以内	・全体配置図 ・機械設備配置図 ・電気設備配置図 ・機械フローシート ・計装フローシート ・単線結線図 ・システム構成図	○	○
5	施設概要	様式 4-7	1 枚		○	○
6	消化ガス買取り・利用に関する提案書	様式 4-8	1 枚	・ 8-A	△	○
7	維持管理・運営に関する提案書	様式 4-9	2 枚以内		○	○
8	環境・社会配慮に関する提案書	様式 4-10	1 枚	・ 10-A	○	○
9	環境価値の譲渡に関する提案書	様式 4-11	1 枚		△	○
10	提案書要求事項チェックリスト (価格以外)	様式 4-12	1 枚		○	○
11	提案書要求事項チェックリスト (全体)	様式 4-13	1 枚			○
12	全体提出時修正箇所一覧表	様式 4-14	制限なし			○
13	見積書	自由書式	制限なし	・年度ごとの消化ガス買取り額を明記		○

△：価格以外提案時に記入できる範囲で記入し提出すること。全体提出時に、価格提案に関連した事項のみ追記・修正を認める。ただし、修正箇所は様式 4-14 に明記すること。

注 1) 提出書類に不備がある場合は、受付できないことがある。

4-2-7 事業提案書作成要領

- (1) 事業提案書の表紙には事業提案書（正本）（様式 4-1）及び事業提案書（副本）（様式 4-2）を使用すること。
- (2) 事業提案書の作成にあたっては、日本語を使用し、日本工業規格 A4 判縦置き横書きで作成し、パイプ式ファイル 2 穴綴じにして正本 1 部、副本 10 部を提出すること（A3 判折込み挿入は可）。また、事業提案書の PDF ファイルと事業提案書で使用したエクセルファイル（Microsoft Office Excel）を記録させた電子記憶媒体 2 部を提出すること。
- (3) 各様式の一枚目にインデックスを付し、様式ごとに頁（例：「様式 4-3-1」など）を記入すること。
- (4) 応募者名は事業提案書（正本）（様式 4-1）のみに記入し、事業提案書（副本）（様式 4-2）には応募者名や応募者を連想させるロゴマーク等は記載しないこと。
- (5) 具体的提案がない場合は、「要求水準書のとおり」の記載をするなど、具体的提案がないことが分かる記述をして提出すること。
- (6) 事業提案書の著作権はそれぞれの製作者に帰属するが、プロポーザルの実施上必要な場合は、市で複製を作成する場合がある。
- (7) 事業提案書の提出期限（全体）以降の書類差し替え、追加及び再提出は認めない。
- (8) 事業提案書の内容が不明確な場合には、市から追加資料の提出を依頼することがある。その際、市が指示する提出期限までに追加資料の提出を行うこと。
- (9) 提出された事業提案書等の書類は、返却しない。
- (10) 提出された事業提案書等の書類は、大阪市情報公開条例等の法令に基づき、公表する場合がある。

4-3 応募にあたっての留意事項

4-3-1 募集要項等の承諾

応募者は、募集要項等に記載された内容を承諾の上、応募すること。

4-3-2 応募に係る費用

本事業への応募に係る費用は全て応募者の負担とする。

4-3-3 公正な応募の確保

応募者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行ってはならない。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、市は契約の解除等の措置をとることがある。

4-3-4 構成員の変更等

参加資格確認申請書の提出後は、応募グループの構成員の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本募集要項 3-2 に示す応募資格要件及び能力等の面で支障がないと市が判断した場合に限り、構成員の追加及び変更を認める。変更の必要が生じた場合には、速やかに変更後の当該書類を 9-1 の担当部局へ提出し、協議すること。なお、代表企業の変更は認めない。

4-3-5 参加の辞退

参加資格確認申請書の提出以降、応募を辞退する場合、応募者（応募グループの場合は代表企業）は、事業提案書（価格以外）の提出期限（令和 9 年 4 月 5 日（月））までに、応募辞退届（様式 3）を 9-1 の担当部局へ提出すること。

また、応募者が、当該提出期限までに事業提案書を提出しない場合は、辞退したものとみなす。

4-3-6 事業提案書に関する確認

事業提案書の審査に先立ち、提案内容の確認のために市は応募者に対し、質問書を申請時の電子メールアドレス宛てに通知する場合がある。応募者は、事業提案ヒアリング時に質問書への回答を行うこと。

4-3-7 事業者を選定しない場合

事業者の募集及び選定において、応募者がいない場合又はいずれの応募者も参加資格と要求水準を満たさないと市が判断した場合には、事業者を選定せずにこの旨を速やかに公表する。

4-3-8 提出書類の取扱い

(1) 著作権

応募者の提出書類に含まれる著作物の著作権は応募者に帰属する。ただし、市が本事業の公表等に関し、必要と判断した場合には無償で使用できる。また、優先交渉権者以外の応募者提案については本事業の公表以外の目的には使用しない。

(2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、施工方法、維持管理・運営方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った応募者が負う。

(3) 複数提案の禁止

応募者は、1つの提案しか行うことはできない。

(4) 提出書類の変更禁止

提出書類の変更はできない。ただし、提出書類における誤字等の修正についてはこの限りではない。

4-3-9 市の提供する資料の取扱い

応募者（応募を辞退した者を含む）は、市が提供する資料を、本事業の応募にかかる検討以外の目的で使用することはできない。

4-3-10 使用言語、単位及び時刻

本事業の応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

4-3-11 応募の無効

次のいずれかに該当する応募を無効とする。

- ① 前記3-2 応募資格要件に定める要件を欠くに至った者が行った応募
- ② 指定の日時、指定の場所に必要書類を提出しなかった応募
- ③ 記名押印のない書類による応募
- ④ 同一応募者のした2つ以上の応募
- ⑤ 参加資格確認申請書に記載された応募者の代表企業以外の者が行った応募
- ⑥ 参加資格確認申請書その他一切の書類に虚偽の記載をした者が行った応募
- ⑦ 誤字、脱字、白紙等により意思表示が不明確な応募
- ⑧ 上記①から⑦に掲げるものの他、募集要項に記載した応募に関する条件に違反した応募

4－3－1 2 応募の中止

天災地変等やむを得ない理由により募集又は公募の執行ができないときは、これを延期し、又は中止する場合がある。

応募者の連合を疑い、不正不穏行動等により募集又は公募を公正に執行できないと認められるときは、募集又は公募の執行を延期し、又は取りやめることがある。

なお、当該取りやめ等の場合において、書類作成等のために応募者がその時点までに費やした費用は、全て応募者の負担とする。

第5章 優先交渉権者の選定方法等

5-1 優先交渉権者の選定方法

本事業は、事業者が本募集要項3-2応募資格要件に規定する要件を充足しており、かつ事業者の提案内容が技術的観点から市が定める基準等を満足することが見込める応募提案内容であることを前提として、公募型企画競争方式（プロポーザル方式）により事業者を選定する。

5-2 検討会議の設置

市は、学識経験者等を委員とする「津守下水処理場消化ガス有効利用事業検討会議」（以下「検討会議」という。）にて専門的見地からの意見を聴取し、提案内容の審査を行う。

検討会議は、市へ専門的な助言を行うため、各応募者からのプレゼンテーションを受ける。このプレゼンテーションは、あくまで提案内容の補足説明を行う目的で実施するものである。

なお、本事業の優先交渉権者選定までの間に、事業者選定に関して、応募者やそれと同一と判断される団体等が、検討会議委員に面談を求めること、また、応募者のPR書類等提出すること等により、自己を有利に、又は他の応募者を不利にするように働きかけを行った場合は失格とする。

表 5-1 津守下水処理場消化ガス有効利用事業検討会議の委員（敬称略）

区 分	氏 名	所属・役職
委員長	貫上 佳則	桃山学院大学工学部工学科 特任教授
委 員	伊與田 浩志	大阪公立大学大学院工学研究科 教授
委 員	高島 康德	公認会計士

5-3 優先交渉権者の選定

検討会議は応募者からの提案書類を、専門的見地から考察し、市に助言を行う。市は、検討会議からの助言を基に審査し、最も優れていると認めた応募者を選定し、優先交渉権者とする。

市は優先交渉権者と協議を行い、協議が整った場合には、優先交渉権者と基本協定を締結する。

ただし、優先交渉権者との協議が成立しない場合は、次に提案内容の優れた応募者から順次協議し、次点交渉権者を優先交渉権者として選定する。

5-4 審査内容

審査内容は、優先交渉権者選定基準に示す。

5-5 審査結果の通知及び公表

市は、優先交渉権者の選定後、審査結果の通知を行い、市のホームページ上にこれを速やかに公表する。

5-6 優先交渉権者とならなかった場合等の理由の説明

優先交渉権者とならなかった者は、その理由について疑義がある場合、通知を受けた日の翌日から起算して7日（休日を含む）以内に、書面により市に対して理由の説明を求めることができる。

市は、説明を請求された日の翌日から起算して10日以内に、書面により回答するものとする。また、事業提案書が要求水準書等を満たしておらず、失格となった場合もこの場合を含める。

第6章 優先交渉権者選定後の手続き

6-1 基本協定の締結

市と優先交渉権者は、優先交渉権者選定後速やかに、本事業に係る事業契約の締結等に向けた基本協定を締結し、両者の義務について規定するとともに、事業の円滑な実施に必要な諸手続きを定める。

6-2 次点交渉権者との協議

(1) 優先交渉権者と基本協定又は事業契約が成立しない場合

市は、優先交渉権者と基本協定又は事業契約の内容に関する協議が成立しない場合、次点交渉権者を優先交渉権者とみなして協議を行うことがある。

(2) 事業契約締結までに優先交渉権者が応募資格を欠くに至った場合

基本協定の締結までに優先交渉権者が前記3-2応募資格要件で定める要件を欠くに至った場合は、次点交渉権者を優先交渉権者とみなして協議を行うことがある。

6-3 SPC の設立

優先交渉権者は、SPC を設立する場合、基本協定締結後速やかに、事業契約の締結までに、会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社としてSPCを大阪市内に設立し、履歴事項全部証明書等を市に提出しなければならない。

当該SPCに出資する者は、消化ガス有効利用事業契約が終了するまで、SPCの発行済の全株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡及び担保等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

6-4 事業契約の締結

6-4-1 事業契約書の作成

市と優先交渉権者（SPCを設立する場合、SPC）は、本事業に係る事業契約を締結する。

6-4-2 事業契約内容

事業契約書において、事業契約を締結する優先交渉権者が遂行すべき業務内容、消化ガス買取り代金の支払い方法及び違約金等を定める。

6-4-3 事業契約に係る契約書作成費用

事業契約書に係る印紙代等の費用は、事業者の負担とする。

6-4-4 契約保証金

事業者は、本契約の締結と同時に契約保証金を納付しなければならない。ただし、一定の場合には、市は契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

契約保証金は、事業者が設置した施設の撤去費又は消化ガス購入料の年額相当額以上とする。なお、採用する額は市と事業者の協議により決定する。

6-4-5 手続き費用

事業実施に必要な一切の手続きに係る費用は、事業者の負担とする。

第7章 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業契約書の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書中に規定する具体的措置に従う。

また、事業契約に関する紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第8章 事業の継続が困難となった場合の措置

事業の継続が困難となった場合の措置については、事業契約書（案）に示す。

第9章 その他

9-1 本事業の担当部局

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟6階
大阪市建設局下水道部調整課事業計画担当
電話：06-6615-7597
FAX：06-6615-7690
メールアドレス：tsumoriyuukouriyous@city.osaka.lg.jp